

津市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る基準について

1 背景

平成24年8月22日に公布された「子ども・子育て支援法」が平成27年4月に施行される予定で、同法の規定により、市は教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者又は地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）を行う者に「施設型給付費」又は「地域型保育給付費」を支給するための確認に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を条例で定めることが義務付けられました。

このため子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）を踏まえ、必要な基準を定めようとするものです。

2 基準の主な概要

(1) 利用定員

ア 特定教育・保育施設

施設の種類	認定区分ごとの定員
認定こども園（20人以上）	1号認定子ども
	2号認定子ども
	3号認定子ども（0歳、1・2歳）
幼稚園	1号認定子ども
保育所（20人以上）	2号認定子ども
	3号認定子ども（0歳、1・2歳）

イ 特定地域型保育事業

特定地域型保育の種類	定員	認定区分等
家庭的保育事業	5人以下	3号認定子ども (0歳と1・2歳に分けて設定)
小規模保育事業	A型 6人から19人	
	B型 6人から19人	
	C型 6人から10人	
居宅訪問型保育事業	1人	

事業所内保育事業	※利用定員の区分に応じた「地域枠」を設定	
----------	----------------------	--

- (2) 内容及び手続きの説明及び同意
 利用申込者に運営規定の概要等、教育・保育の選択に資すると認められる重要事項について説明し、同意を得るものとします。
- (3) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等
 ア 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならないものとします。
 イ 選考方法は、あらかじめ保護者に明示した上で行うものとします。
- (4) あっせん、調整及び要請に対する協力
 あっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力するものとします。
- (5) 小学校等との連携
 小学校における教育又は他の教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう関係機関との密接な連携に努めるものとします。
- (6) 特定教育・保育及び特定地域型保育の取扱方針
 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき適切に教育・保育を提供するものとします。
- (7) 特定教育・保育及び特定地域型保育に関する評価等
 特定教育・保育及び特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (8) 運営規程
 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとします。
- (9) 児童の適切な処遇の確保
 子どもを平等に取扱い、虐待等や権限の濫用を禁止するものとします。
- (10) 秘密保持等
 正当な理由なく、子ども等の秘密を漏らしてはならないほか、秘密保持のために施設等の職員に対して必要な措置を講じるものとします。
- (11) 苦情解決
 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じるものとします。
 また、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録し、市から指導を受けた時には必要な改善を行うものとします。

(12) 事故発生の防止及び発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するための措置等を講じるものとします。

3 今後の対応について

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定に係る議案を平成26年第3回津市議会定例会に提出する予定です。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 略

（施設型給付費の支給）

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるとこ

ろにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

（地域型保育給付費の支給）

第29条 市町村は、支給認定子ども（第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2～8 略

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- (1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2～3 略

（特定教育・保育施設の基準）

第34条 略

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利

用教育を含む。以下この節において同じ。)を提供しなければならない。

3～5 略

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

2～6 略

(特定地域型保育事業の基準)

第46条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準(以下「地域型保育事業の認可基準」という。)を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3～5 略